

3-(1)	農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制の更なる見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	農地法第2条第3項、4項 農地法施行令第1条、第7条
要望の 具体的内容	<p>農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和を迅速に進めるべきである。具体的には、企業による農業生産法人の議決権取得を全体の2分の1以上まで認めるとともに、企業による農地所有を可能とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>2009年12月に施行された改正農地法では、リース方式による企業の農業参入は原則自由化されたものの、農業生産法人の構成員要件については、関連事業者の出資比率が原則議決権の4分の1以下に制限されている。「日本再興戦略改訂2014(2014年6月24日閣議決定)」では、構成員要件について、「議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けない」としている(次期通常国会に提出予定)。また、農地所有については、『『農地中間管理事業の推進に関する法律』の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する』とされている。</p> <p>国内に経営感覚あふれる多様な農業の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題とされている中、企業の農業参入を一層促進するとともに、その健全で安定的な経営・事業環境を整備していくことが肝要である。</p> <p>そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制のさらなる見直しや運用の適正化が必要であり、具体的には、企業による議決権取得を全体の2分の1以上まで認めるとともに、リース方式で参入した法人についても、農地所有を認めることが不可欠となる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	農林水産省経営局農地政策課

3-(2)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構の支援基準要件の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化・地産地消法)第3条
要望の具体的内容	<p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下、「機構」という)が支援対象とする6次産業化事業体を拡充するため、6次産業化・地産地消法における「農林漁業者等」の定義を広げるべきである。具体的には、直接的に農林水産業を営んでいない農林漁業者であっても、6次産業化の推進等、実質的に農林水産業の利益を向上させる活動をしている者については「農林漁業者」として位置づけるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行により、農林漁業者と2次産業・3次産業の事業者(以下、「パートナー企業」という)が共同出資で設立する6次産業化事業体への出資が可能となったが、出資対象事業体には資本構成要件があり、農林漁業者とパートナー企業との関係では必ず農林漁業者の議決権割合が上回っている必要がある。また6次産業化・地産地消法で、「『農林漁業者等』とは、農業者、林業者もしくは漁業者またはこれらの者の組織する団体をいう」と規定しているが、現状では現実に農業、林業又は漁業を営んでいることが要件となっている。</p> <p>意欲のある農林漁業者は、地域の支援も含め、先見的に6次産業化に取り組んでおり、その結果、自らは農林漁業を直接営まなくなった事業者が多く存在する。こうした事業者が農林漁業者と認められないため、ファンド出資が出来ない状況にある。</p> <p>農林漁業者の定義をより広く取り、事業内容にも着目し、組織の成り立ちや農林漁業者の利益向上への役割などの観点からも農林漁業者として位置づけられれば、真に意欲のある事業者への出資が可能となり、6次産業化による新事業の創出、農林漁業全体の利益向上に資することとなる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	食料産業局産業連携課

3-(3)	砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制度の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、関税暫定措置法
要望の具体的内容	<p>わが国農業の競争力・体質強化を図るとともに、消費者負担から納税者負担への移行等の検討を進め、甘味資源作物等の生産振興などの目的で需要者から徴収されているマークアップや調整金の見直し、需要者や消費者の負担を軽減するとともに、この一環として、豚肉の差額関税制度の抜本の見直しも検討すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している(価格調整制度)。</p> <p>しかし、マークアップや調整金は、需要者、ひいては消費者の負担となっているほか、国内産の生産増大(外国産の輸入減少)や制度の対象とならない小麦調製品・加糖調製品等の輸入増大等が起これば収支の悪化から財源不足に陥る懸念があるなど、不安定な制度設計となっている。また、豚肉の差額関税制度についても、その適正な運用に向け2012年4月に豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等が図られたところであるが、制度自体が不正行為を誘因している面も少なくないとの指摘もある。</p> <p>昨年の回答では、TPP交渉の進捗状況も踏まえながら検討したいとのことであったが、現在TPP交渉の中でも豚肉の関税撤廃について議論されているところであり、こうした状況も踏まえつつ、制度を抜本的に見直す必要がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省、外務省